五監公告第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成26年12月17日

五泉市監査委員
柄沢則夫
平井敏弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

学校教育課

3. 監査の期間

平成26年9月29日～平成26年10月28日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 要保護及び準要保護児童生徒の認定において、学校からの申請書提出の遅れに伴う認定の遅延事例があった。学校には速やかな申請書の提出を指導され、事務処理に遺漏のないよう努められたい。	学校からの申請書提出の遅れにつきましては、各小中学校(幼稚園)長に対し、適正な事務処理に努め、学校職員の指導を徹底するよう文書で通知しました。 今後、校長会や教頭会においても指導に努めてまいります。